



110番 通報の適切な利用



110番

こんな時は、
迷わず110番を！

1月10日は
110番の日

- ・泥棒に入られた！（泥棒を見た）
- ・ひったくり（置引）にあった！
- ・けんかしている！（暴行を受けた）
- ・交通事故が起きた！
- ・道路に倒れている人がいる！
- ・不審な人（車）がいる！

悩み事・心配事は、
警察相談ダイヤルへ

#9110

- ・詐欺や悪徳商法についての相談
- ・迷惑メールやスパムメールの被害
- ・近隣住民との対人関係についての悩み など



雪道を乗り切る冬装備

冬場は天候の急変等で、道路が通行止めになることがあります。事前に目的地までの気象・交通情報を収集しておきましょう。

また、万々に備えて、必要な携行品を準備しておきましょう。

- 長靴・軍手
- スコップ
- スノーブラシ
- 牽引ロープ
- 防寒着・毛布
- 解氷剤
- ブースターケーブル
- タイヤチェーン
- スタック脱出用グッズ



富山県迷惑行為等 防止条例の一部改正

～主な改正点～ ※令和5年4月1日施行

「卑わいな行為の禁止」 規定の規制場所の拡充

「のぞき見」「盗撮」いずれも、住居や宿泊施設の客室等、私的空間まで規制範囲となり、県内全ての場所・乗物で禁止されます。



「不当な客引行為等の禁止」 規定の改正

性風俗店に加え、キャバクラなどの接待飲食営業、風俗案内所等が新たに規制対象業種に追加されます。

また、客引きする行為に加え、客引きをさせる行為、指定地域における客持ち行為が規制行為に追加されます。